

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年6月1日	山田運送株式会社(法人番号2122001016052) 代表者 安原信行	九州支店福岡営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項、法第17条第4項	令和2年1月14日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画(配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	3点	3点
	大阪府大東市緑が丘2-2-18	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈679-1					
令和2年6月8日	株式会社白神工業(法人番号7290001046528) 代表者 白神学	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和2年1月27日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	12点	4点
	福岡県飯塚市大日寺675-5	福岡県飯塚市大日寺675-5					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年6月12日	鐵伸運輸株式会社(法人番号7290001046528) 代表者原田進	門司営業所	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項	令和2年2月19日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(5)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1点	1点
	福岡県北九州市門司区新門司北1-5-1	福岡県北九州市門司区新門司北1-5-1					
令和2年6月18日	有限会社みやび運輸(法人番号8350002013370) 代表者佐藤律子	本社営業所	事業停止(7日間)、輸送施設の使用停止(368日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第4項、道路運送車両法第48条	令和1年12月19日、監査実施。16件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(営業所・自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(14)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(15)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(16)定期点検整備の実施違反(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	53点	45点
	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1562-1	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1562-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(管) 違反点数
令和2年6月22日	アジャストサービス株式会社 (法人番号5320001006042) 代表者一井成人	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送法第95条、道路運送車両法第48条	令和1年7月17日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	2点	2点
	大分県大分市大字木上414-1	大分県大分市大字木上414-1					
令和2年6月23日	九州小田運輸株式会社(法人番号6290001057484)代表者荒木真二	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年1月30日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)	3点	3点
	福岡県八女郡広川町大字日吉1164-50	福岡県八女郡広川町大字日吉1164-50					
令和2年6月23日	株式会社光徳運輸(法人番号5310001012801)代表者森修	本社営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第11条、法第17条第1項、法第17条第4項	令和1年9月27日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)運送約款等の掲示違反(貨物自動車運送事業法第11条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	7点	7点
	長崎県大村市溝陸町975-1	長崎県大村市溝陸町975-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和2年6月25日	株式会社JETKNIGHT(法人 番号1290001072876) 代表 者上阪正明	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第17条 第1項第1号、法第17 条第4項	令和1年12月19日、監査実施。4件の違反が認めら れた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従 う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、 (2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車 運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第 6項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違 反(安全規則第10条第1項)	3点	3点
	福岡県糟屋郡粕屋町原町1- 9-10	福岡県糟屋郡粕屋町原町1- 9-10					
令和2年6月25日	株式会社双葉運輸(法人番 号1330001012175) 代表者 山田勝利	本社営業所	輸送施設の使用停止 (130日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第17条 第1項、法第17条第4 項	令和2年1月16日、監査実施。11件の違反が認めら れた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・配置車両数)に 定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業 法第8条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等の基準なお書き 違反(安全規則第3条第4項)、(5)疾病、疲労等のお それのある乗務(安全規則第3条第6項)、(6)点呼の 実施義務違反(安全規則第7条)、(7)点呼の記録事 項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)運行指示書 の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、 (9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条 第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督 違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定運転者に対 する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2 項)	13点	13点
	熊本県玉名市大浜町2173-1	熊本県玉名市大浜町2173-1					